



2026年2月16日

各 位

会社名 株式会社マネジメントソリューションズ  
代表者名 代表取締役社長 金子啓  
(コード番号: 7033 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役 玉井邦昌  
(TEL. 03-5413-8808)

## 当社元経営幹部職員による不適切な行為に関する調査結果および特別損失の計上に関するお知らせ

このたび、当社の元経営幹部職員（以下、A氏）および当社連結子会社の元経営幹部職員（以下、B氏）による不適切な行為（外部委託先からの金員受領）が判明いたしました。これを受け、外部専門家を含む特別調査委員会による調査を実施し、このたび調査報告書を受領いたしました。また、本件に関連して特別損失を計上することとなりましたので、以下の通りお知らせいたします。株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 特別調査委員会の設置に至った経緯

2025年3月にB氏の自宅住所を本店所在地とした法人登記がなされ、同社と当社の外部委託先との取引の存在をうかがわせる状況を把握しました。これを端緒として、当社内で調査チームを組成し、事実確認をすすめたところ、B氏に加え、A氏の2名が、特定の委託先より個人及び個人の経営する会社にて金員（キックバック）を受領していた可能性を認識いたしました。これを受け、当社は2025年12月22日開催の取締役会において、本件に関する徹底した調査を実施するため、外部の専門家（弁護士および公認会計士）を含む特別調査委員会を設置することを決議いたしました。

#### 2. 特別調査委員会の構成

委員長 玉井 邦昌 (当社専務取締役)  
委員 永井 克 (弁護士法人 粂賀法律事務所、弁護士)  
委員 梅澤 慶太 (弁護士法人 粀賀法律事務所、弁護士)  
委員 山田 重嗣 (弁護士法人 粀賀法律事務所、公認会計士)

#### 3. 特別調査委員会の目的

- ①事実関係の解明（類似する事象の検証を含む）
- ②単体及び連結財務諸表への影響の有無の検討
- ③原因分析と再発防止策の提言

#### 4. 調査結果の概要

##### (1) 調査方法

- ①関係資料の調査（稟議資料等）
- ②関係者へのヒアリング
- ③デジタルフォレンジック調査（当該元経営幹部職員2名が対象）
- ④アンケート調査

## （2）事実の内容

当該元経営幹部職員が、特定の委託先への発注に関連し、当該取引先の利益の一部から個人的に金員を受領していた事実を確認いたしました。A氏においては、2019年9月より2025年9月頃まで4,000万円ほど、B氏においては遅くとも2015年4月頃から2022年11月にかけて、少なくとも300万円超を受領したことが推認されました。

## （3）当社への影響の有無

取引価格の適正性について精査した結果、特定の委託先を使用した案件とその他の委託先を使用した案件の粗利率に差異は見られず、発注金額の水増し等の事実は認められませんでした。したがって、本件取引自体による当社の直接的な金銭的損害は発生しておらず、単体および連結財務諸表への影響はございませんでした。

## （4）組織的関与

本件は当該元経営幹部職員の個人の判断によるものであり、当社の組織的な関与および他の役員・従業員の関与は一切認められませんでした。

## （5）類似事案の検証

4（1）の方法にて検証を実施したが、本件以外の不正の痕跡は発見されず、類似事案は確認されませんでした。

## 5. 原因分析

### （1）個別要因

- ①動機・・・金銭に関する悩み
- ②機会・・・外部の委託先選定プロセスでの裁量が大きい
- ③正当化・・・当社の利益を毀損しておらず、外部委託先と当事者にとって「Win-Win」

### （2）組織要因

- ①企業風土・・・売上成長重視によるコンプライアンス意識の希薄化等
- ②権限の集中・・・外部委託の権限が一部に集中
- ③内部統制・・・外部委託先管理の未整備及び継続的モニタリング機能の未整備

## 6. 再発防止策

- ①意識改革・・・特別調査委員会の全社員向け説明会、トップによる継続的なメッセージ発信
- ②委託先選定プロセスの見直し・・・透明化、適正化、権限分散による選定プロセスの見直し
- ③内部統制強化・・・委託先管理の高度化、全社リスク管理の徹底、通報窓口の活用、研修

## 7. 特別損失の計上および業績への影響

本件の事実関係を究明するための特別調査委員会による調査費用（外部専門家への報酬等）に対する引当金として、88,784千円を2025年12月期において特別損失として計上いたしました。なお本件取引自体による損害は発生していないため、これ以外の業績への重大な影響はございません。

## 8. 関係者の処分

当該元経営幹部職員については、1名は既に退職済みであり、もう1名については、就業規則に基づき経営幹部職を解任といたしました。

株主の皆様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上